

文化施設利用サポート緊急事業補助金
実施要領

令和5年6月

(令和5年7月 改正)

神戸市文化スポーツ局文化交流課

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の目的	1
(2) 事業のイメージ	1
(3) 対象施設	1
(4) 手続き等の流れ	2
(5) 補助金交付（減免）要件	4
(6) 補助金額	6
2. お客様の対応	9
(1) 利用予約受付時の対応	9
(2) 施設利用料の精算	9
3. その他	10
(1) 書類の保管について	10
(2) 交付決定の取消・返還等について	10
(3) 感染症対策について	10
(4) 本制度の広報について	10
(5) 問い合わせ先	10
● 様式記載例集	11

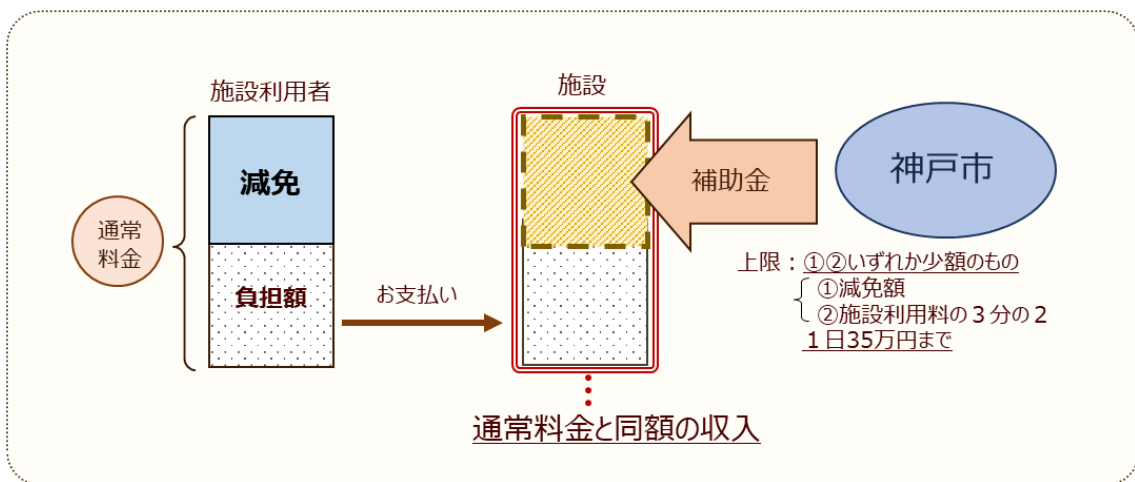
1. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、施設の空きが多い平日の利用率の向上、利用料金収入の増加による物価高騰対策、アーティスト支援として安価で活動機会を創出し、市民の皆さんに鑑賞機会を提供することを目的としています。

具体的には、コロナ禍で活動制限を受けてきたアーティストの皆さんを支援するため、平日にホールやライブハウスなどの施設を利用する際に、施設が料金を減額した場合に、その減額分を施設に補填します。

(2) 事業のイメージ



(3) 対象施設

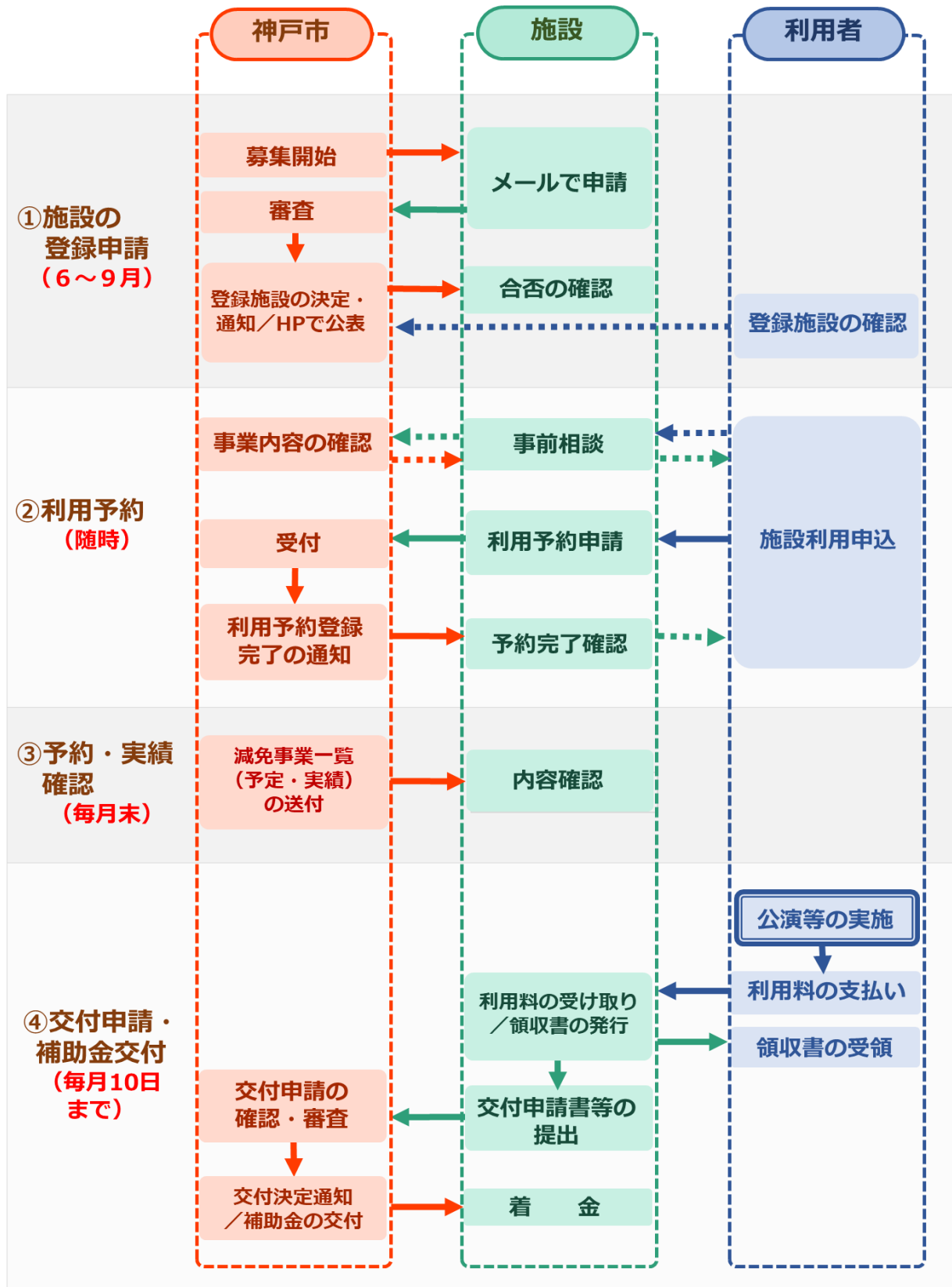
市内に所在する劇場、ホール、ライブハウス等であって、次の要件をすべて満たすものを対象とします。本制度を利用するためには事前に施設の登録が必要です。

- ① 施設利用料が対外的に明示されていること。
- ② 貸館として広く一般に供されていること。
- ③ 収容人数が100人以上の施設であること。
- ④ 本事業に基づき、施設利用料を減免する施設であること。

【対象外となる施設の例】

- ・レストランやカフェ、バー等、飲食の提供を主たる目的とする施設
- ・指南所やレッスン場等、稽古や練習を行うことを主たる目的とする施設
- ・役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる施設
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設
- ・その他、市長が適当でないと認める施設

(4) 手続き等の流れ



① 施設の登録申請

本事業の利用を希望する施設は、施設登録申請を行ってください。申請にあたっては、施設登録申請書（様式第1号）に必要事項を入力の上、施設の概要や施設利用料等が分かるURLもしくは書類を添付し、メールで提出してください。

申請情報について、要件に適合するか否かを神戸市が審査し、結果をメールで通知します。登録施設は、審査後速やかに、神戸市ホームページにて随時公表します。

【登録申請期間】 令和5年6月19日から随時（9月30日頃まで受付）

② 利用予約

利用者から利用希望があった場合、必ず施設利用料減免予定書（様式第2号）をメールで提出し、利用予約を行ってください。**施設利用料減免予定書を提出していただくことで、補助金の枠を仮押さえできます。予約の可否はメールにて通知します。**また、予約内容に変更があった場合は、変更後の施設利用料減免予定書をメールで提出してください。

予算が上限に近付いた場合は、各施設にメールで通知します。また、予算が上限に達してしまった場合は、施設利用料減免予定書の先着順で判断します。

③ 予約・実績確認

登録施設が②で行った利用予約について、**毎月末**、「減免事業一覧（予定・実績）」を神戸市から施設へ送付します。内容を確認し、必要事項を記入の上、提出してください。修正箇所がある場合はメールでご連絡ください。

④ 交付申請・補助金交付

公演等が終了した事業について、③の減免事業一覧（予定・実績）をもとに補助金の交付申請を行ってください。提出書類をもとに補助金交付の可否を神戸市で審査します。審査後は交付決定通知書を発出の上、補助金を交付します（※）。

※審査において認められない事業である場合、補助対象外経費を計上している場合は、不交付決定や減額の上での交付決定となりますのでご注意ください。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第3号）
- (2) 領収書等の控え（減免後の施設利用料を領収したことが分かるもの）
- (3) その他市長が定める書類（「減免事業一覧」ほか必要に応じ指示）

※提出物は電子データでご提出ください。

【交付申請書提出期限】

毎月10日 **★必ず期限内にご提出ください。**

(5) 補助金交付（減免）要件

次の要件をすべて満たして減免し、実際にその通り利用された場合、補助金を交付します。

- ① 登録施設において実施（※1）する事業であること。
- ② 登録施設が補助対象経費を2分の1以上減免する事業であること。
- ③ 実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演及び公演に伴う練習等（※2）であること。
- ④ **令和5年8月1日**から**令和6年3月31日**までの**平日**に実施するものであること（※3,4,5）。
- ⑤ 貸館事業であること（※6）。
- ⑥ 神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていない事業であること。
- ⑦ 観衆を限定せず、一般に広く供される事業（※7）であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員が役員もしくは代表者として、もしくは実質的に経営に関与している者その他暴力もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者以外の者が実施する事業であること。

- ※1 公演を施設で行わない場合や公演が自己都合でキャンセルされた場合、補助金交付の対象外。令和6年4月1日以降に延期した場合も対象外。公演を行う施設と異なる施設で練習を行う場合は、公演にかかる施設利用料のみが対象。
- ※2 公演に伴う練習、準備設営、リハーサル、公演後片付けも補助対象。ただし、公演と同日に限る。練習利用のみ、公開練習は不可。
- ※3 施設登録後に新規に受け付けた令和5年8月1日以降実施の公演の予約に限る。
- ※4 公演及びそれに伴う練習が対象期間をまたいで実施された場合は対象外。
（例）公演1日目 : 令和6年3月29日（金）⇒○
公演2～4日目 : 令和6年3月30（土）～4月1日（月）⇒×
- ※5 ライブハウス等で日をまたぐ利用（オールナイト）の場合、利用開始日又は利用終了日が平日であれば補助対象。
（例）金曜日22：00～土曜日5：00 ⇒ 補助対象
- ※6 貸館事業であっても実態として当該施設の自主事業と客観的に受け取れるものは対象外。
- ※7 会員限定等の事業は対象外。

【事業内容について】

◆「③実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能」の範囲

舞台にて演者及びその類の者が、同じ劇場・ホールに観客として参集した者に対して文化芸術芸能として表現する以外のもは対象外です。

以下のものは、内容が芸術・芸能に関することであっても対象外ですが、開催時間の半分以上に実演により表現される芸術及び芸能の公演が含まれる場合は対象となる場合があります。

対象外事業の例
×映画上映会 (単に公演を録画したものを上映する場合も対象外)
×ライブビューイング
×無観客公演
×式典
×会議
×講演会
×研修会・講習会
×電話対応コンテスト

◆「公演」の範囲

対象の例	対象外の例
○公演 ○ライブ ○コンクール ○コンテスト ○発表会 ○演奏会	×動画撮影のみ

(6) 補助金額

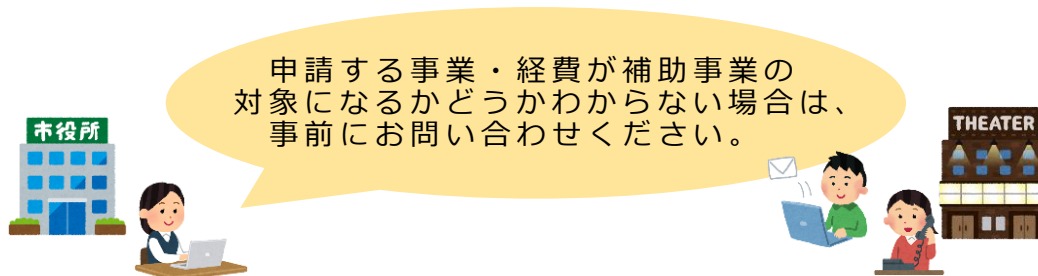
以下の条件により補助金額を算定します。

- ① 補助対象経費は、対外的に明示されている施設規定の割引（割増）（※）を適用後の施設利用料
- ② 本制度での減免額（補助対象経費の2分の1以上）もしくは補助対象経費の3分の2のいずれか少額のを上限に補助
- ③ 補助金額は施設利用者一者あたり1日35万円が上限額
- ④ 千円未満の端数は切り捨て

※ 営利割増、申合割引、練習(準備設営・リハーサル)割引、学校や障害者福祉団体への割引、定期継続使用割引等を指します。

対象経費の例	対象外経費の例
○延長料金 ○消費税 ○冷暖房費（割増額がある場合）	×音響・照明等付帯設備費 ×リハーサル室・控室利用料 ×舞台スタッフ人件費等 ×稽古のみで公演を実施しない場合の施設利用料 ×振込手数料

※ セット料金のみでその他の経費を切り分けられない場合は、対象外経費を含む場合でも対象経費として計上可。



【補助金額の計算例】

(例1) 通常施設利用料：9万円、施設規定の割引・割増：なし
減免額：6万円、利用者負担額：3万円

条件① 補助対象経費：9万円

条件② 補助対象経費の2分の1（4万5千円）以上を減免：○

減免額(6万円)と補助対象経費の3分の2（6万円）のいずれか少額のもの⇒6万円

条件③ 6万円<1日あたりの上限額（35万円）：○

条件④ 千円未満切捨⇒このケースではなし

補助上限額：6万円

(例2) 通常施設利用料：20万円、施設規定の割引：5万円
減免額：8万円、利用者負担額：7万円

条件① 補助対象経費：15万円（20万円-5万円）

条件② 補助対象経費の2分の1（7万5千円）以上を減免：○

減免額（8万円）と補助対象経費の3分の2（10万円）のいずれか少額のもの⇒8万円

条件③ 8万円<1日あたりの上限額（35万円）：○

条件④ 千円未満切捨⇒このケースではなし

補助上限額：8万円

(例3) 通常施設利用料：12万円、施設規定の割増：2万円
減免額：10万円、利用者負担額：4万円

条件① 補助対象経費：14万円（12万円+2万円）

条件② 補助対象経費の2分の1（7万円）以上を減免：○

減免額（10万円）と補助対象経費の3分の2（9万3千円：条件④千円未満切捨）
のいずれか少額のもの⇒9万3千円

条件③ 9万3千円<1日あたりの上限額（35万円）：○

補助上限額：9万3千円（施設負担額：7千円）

(例4) 通常施設利用料：53万円、施設規定の割引・割増：なし
減免額：40万円、利用者負担額：13万円

条件① 補助対象経費：53万円

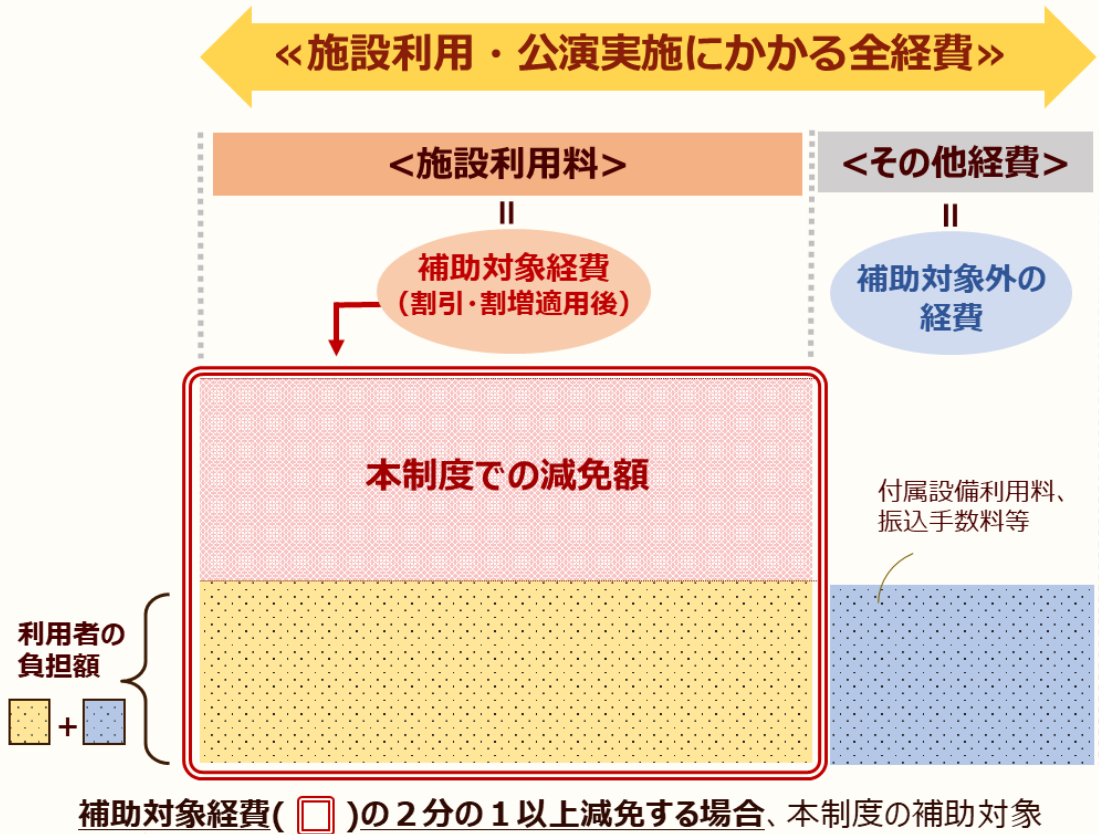
条件② 補助対象経費の2分の1（26万5千円）以上を減免：○

減免額（40万円）と補助対象経費の3分の2（35万3千円：条件④千円未満切捨）の
いずれか少額のもの⇒35万3千円

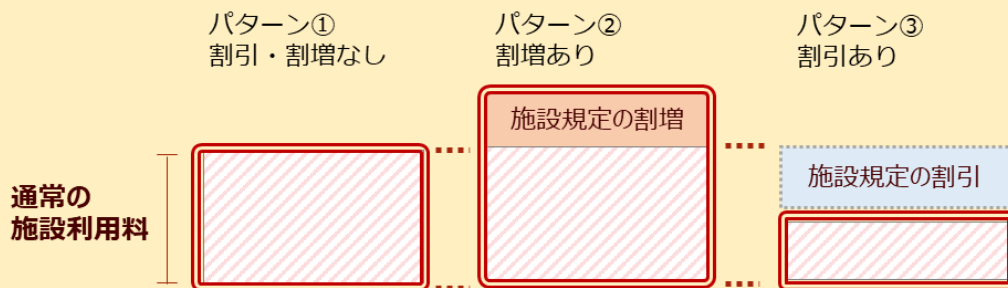
条件③ 35万3千円>1日あたりの上限額（35万円）：× ⇒35万円

補助上限額：35万円（施設負担額：5万円）

【補助対象経費等イメージ図】



★補助対象経費(□)と施設規定の割引・割増の関係



2. お客様の対応

(1) 利用予約受付時の対応

① 対象となるかの確認

補助対象となる場合は、施設利用者に制度を利用するか否か確認し、利用を希望する場合は②へ進みます。

対象公演か否かの問い合わせについては、本要領を参照し、ご対応お願いいたします。記載がない場合や、疑義があるものについては施設で公演内容を詳しく聞き取り、施設から市にお問い合わせください。判断結果を施設へお返ししますので、施設から利用者へご案内ください。

② 施設利用料減免予定書の記入

施設は、公演及びそれに伴う一連の練習、設営についてすべて施設利用料減免予定書に記入します。公演内容等については適宜、利用者に聞き取りを行って記入してください。同一の利用者が複数の公演について申請する場合は、公演ごとに施設利用料減免予定書を提出してください。

(2) 施設利用料の精算

交付申請時には領収書等の控えなど、減免後の施設利用料を領収したことを証する書類を提出しなければならないので、早期の支払いにご協力いただく必要があります。**精算が完了していない公演は、交付申請できませんのでご注意ください。**

3. その他

(1) 書類の保管について

申請にかかる書類一式のほか、補助事業等に係る経費の収支関係書類、帳簿等は整備の上、**令和11年3月31日まで**保存してください。

(2) 交付決定の取消・返還等について

補助金交付申請や請求の内容に虚偽又は不正があったときは、補助金交付決定を取り消す可能性があります。

また、交付決定が取消となった場合、既に交付した補助金の全部又は一部について、神戸市補助金等の交付に関する規則第21条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を付して返還する必要があります。施設、利用者ともに事業の適正な実施に努めてください。

(3) 感染症対策について

実施に当たっては、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版」（令和5年3月13日(公財)全国公立文化施設協会）を参照する等、感染症予防を心掛けながら実施してください。

(4) 本制度の広報について

より多くの施設利用者に本制度を利用していただくために、配布物等を作成し広報してください。

(5) 問い合わせ先

ご質問等がございましたら、下記担当までご連絡ください。

神戸市文化スポーツ局文化交流課
文化施設利用サポート緊急事業補助金担当
E-mail : bunka_support@office.city.kobe.lg.jp

様式記載例集

施設登録申請書

神戸市長 様

施設名	〇〇文化芸術センター
施設所有者又は運営者名	株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
施設の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第4条の規定により、施設登録を申請します。

担当者氏名	神戸 太郎
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇
施設の種類（プルダウン選択） （その他を選択した場合、具体的に記載）	ホール
ホームページURL うち、施設概要に関するページのURL	（施設のトップページのアドレスを記載） （各ページのアドレスを記載）
登録するホール・室（名称） ※本補助金で減免対象となる事業を実施できる室のみ。会議室等、専ら会議・講演等に供される室は含まないこと。	大ホール
・収容人数 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	〇〇人 （各ページのアドレスを記載）
・利用料※2種類以上ある場合は記入不要、資料のみ添付 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	URL参照 （各ページのアドレスを記載）
・時間区分※2種類以上ある場合は記入不要、資料のみ添付 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	URL参照 （各ページのアドレスを記載）
登録するホール・室②（名称） ※本補助金で減免対象となる事業を実施できる室のみ。会議室等、専ら会議・講演等に供される室は含まないこと。	多目的ホール
・収容人数 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	〇〇人 施設パンフレット
・利用料※2種類以上ある場合は記入不要、資料のみ添付 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	〇〇円 （各ページのアドレスを記載）
・時間区分※2種類以上ある場合は記入不要、資料のみ添付 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	なし （各ページのアドレスを記載）
施設規定の減免基準 （URL等 資料を別添する場合は資料名）	有 （各ページのアドレスを記載）

【誓約事項】

本申請にあたり、当方（法人の場合は「当法人」、個人の場合は「私」を意味する）は、本申請に係る施設について、次のことを誓約いたします。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、登録を受けられないことになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

また、必要な場合には、兵庫県警察本部に照会することを承諾します。

- 文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第3条第1項の要件を満たしている。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う施設に該当しない。
- 当方及び当方の役員等（役員若しくはその支店若しくは営業所（常時施設に関する業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者又は団体である場合には代表者若しくは理事等をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しない。

また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していない。

- 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者
 - 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 4 申請にかかる一切の提出書類の内容に虚偽はない。

（誓約事項の確認）施設所有者又は運営者名

株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

（〇〇文化芸術センター） 施設利用料減免予定書

神戸市長 様

新規・変更	新規
施設登録番号	XXX
施設名	〇〇文化芸術センター
担当者名	神戸 太郎
TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
利用者名	特定非営利活動法人 〇〇〇〇
事業名	親子で楽しむ××演劇
観客数（予定） ※公演後に実際の観客数を報告すること。	〇〇〇人
分野 ※複数分野にまたがる場合は、主となる分野を選択 （「その他の芸術・芸能」を選んだ場合、具体的に記載）	演劇
事業内容	子ども向けの「〇〇」「△△」といった演目の演劇を上演する。
公演の鑑賞料 （「有」を選んだ場合、具体的な金額を記載）	有 大人：〇〇〇円 子ども：〇〇〇円
利用するホール・室の名称	大ホール
利用日時 【用途】	令和5年12月6日（水）8：00 ～ 12：00 練習 ※公演の当日ではないものは不可
利用日時② 【用途】	令和5年12月6日（水）13：00 ～ 15：00 公演
利用日時③ 【用途】	令和5年12月6日（水）15：00 ～ 19：00 設営・後片付け ※公演の当日ではないものは不可
神戸市HPでのイベント情報掲載の可否 ※掲載可を選択した場合、神戸市HPに公演名、開催場所・日時等が掲載されます。	
注意事項 ※施設利用者に事前に確認すること	
①観客が限定された（会員のみ鑑賞可能である等）事業ではありません。	確認しました。
②映画上映会、講演会、会議、講習会、式典ではありません。	確認しました。
③神戸市又は神戸市の外郭団体等から他の助成を受けていません。	確認しました。
※施設側の確認事項	
④施設の自主事業ではありません。	確認しました。
⑤虚偽の内容を申告した場合や、文化施設利用サポート緊急事業補助金交付要綱第5条第1項に定める減免対象を満たさない場合、補助金は不交付又は取消となります。	確認しました。
施設利用料（基本料金） ※音響・照明等付帯設備費、振込手数料等は計上しない	xxx,xxx円
施設規定の割引・割増適用後の料金	xxx,xxx円
減免額	xxx,xxx円
【施設規定の割引・割増種別】 （「その他」の場合、具体的に記載）	練習割引 xx,xxx円

「施設規定の割引・割増」とは、パンフレットやホームページで対外的に明示されている割引等を指します。

記載する日付は神戸市への提出日ですが、必ず「令和6年3月31日」以前の日付でご提出ください。

様式第3号

第〇〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

神戸市長 様

文化施設利用サポート緊急事業 補助金交付申請書

みだしの事業を実施したので、補助金を交付願いたく、下記の通り申請します。

神戸市が送付する「減免事業一覧」を確認しながら、額を入力してください。

記

1. 補助金交付申請額等 (単位：円)

施設利用料 (基本料金)	xxx,xxx	減免額	xxx,xxx
施設規定の割引・割増適用後の料金	xx,xxx	交付申請額	xxx,xxx

2. 添付書類

- (1) 減免後の施設利用料を領収したことを証する書類
- (2) 施設利用料減免予定書 (様式第2号)
- (3) その他市長が定める書類 (減免事業一覧等)

(2) 変更がない場合は、再度提出は不要です。当日に延長料金が発生した等の変更が生じた場合、変更内容について記載して再提出してください。

3. 申請者 (請求者)

団体住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 神戸市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
団体名称	株式会社〇〇〇
代表者職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者) ※口座名義が請求者と異なる場合に記入すること。

住所	〒
団体名	
氏名	
電話番号	

振込先口座の名義が申請者 (請求者) と異なる場合は記載してください。

4. 振込先口座 ※口座名義は、請求者又は受任者と同一の名義であること。

金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店
預金種目	1. 普通
口座番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義	(漢字) 〇〇〇〇〇〇〇〇
	(カナ) 〇〇〇〇〇〇〇〇

支店番号3桁+口座番号7桁